

フランスの社会保障

——家族手当制度を中心として——

上 村 政 彦

I はじめに

わが国におけるフランス社会保障の研究は、他の欧米諸国のそれに比べ、かなりのたちおくれを示しており、高橋武稿「フランスの社会保障¹⁾」(木高信編『各国の社会保障』Ⅲ, 昭和 30 年, 所収)が、この分野での唯一の業績といっても過言ではないようである。他にいくつかの研究があるが²⁾, それらは何れも制度の概説的あるいは部分的紹介の域を出るものではない。また今日のフランス社会保障制度の基礎ともなったピエール・ラロック教授の社会保障論につきいくつかの言及もあるが³⁾, いずれも同教授の論文 *From social insurance to social security* (*International Labour Review*, June, 1948) を中心に簡単なコメントを加えたものにすぎない。なおフランスの家族手当制度をとりあげた研究としては、長沼弘毅著「各国家家族手当制度論」(『生活賃金全書』第 5 巻, 昭和 23 年)の他にはほとんど見当たらない。ただしこの研究はほとんど戦前の資料によるものであるため、戦後に一変した現行制度を知るには不適である⁴⁾。

ところでフランス社会保障制度は、1956 年の「社会保障法典」による統一の法制を基礎としていること(いくつ

かの特別制度はある), 運営組織の点で被保険者あるいは受益者代表の参加を大幅に認め国家権力の不当な介入を排除していること, あるいは財政方式の点で雇主の高率負担による保険料方式を採用していることなどいくつかの点で、優れた研究素材になっていると考えられる。しかるに戦後のわが国の社会保障研究が英米社会保障, とくにビバリッジ社会保障に集中し, ヨーロッパ大陸の社会保障, とくにフランス社会保障およびその基礎となり, 大陸においてビバリッジ・プランに対比させられる「ラロック・プラン」の研究をそれほどとりあげていないことは残念なことである。ここでは紙数の制約があって詳細にわたることは不能であるが, できるだけ参考文献, 資料を多く使って, 簡単なフランス社会保障制度の紹介と, その一つの焦点となっている家族手当制度の検討を通して, フランス社会保障研究への道標の役割を果たしたいと思う⁵⁾。

II 社会保障の一般制度

制度の法的根拠たる「社会保障法典」によると, フラ

- 1) このほか同氏には「フランス=社会保障による所得と消費の安定」(『講座社会保障』2 所収), 『フランスの社会保障制度』(タイプ版) などがある。
- 2) たとえば飯塚渥「フランスの社会保障」(平田富太郎編著『今日の社会保障』所収), あるいは健康保険組合連合会編『社会保障年鑑』各年版, 『世界の動き』(フランス), 拙稿「フランスの社会保障」(『共済新報』第 5 巻第 10 号) などがある。
- 3) たとえば平田隆夫著「社会保障」『社会諸学基礎講座』111 頁以下, 佐藤進稿「社会保障法の体系と構造」『岩波講座現代法』所収, 275 頁以下, 菊池勇夫稿「P. ラロック教授と社会法」『月刊労働問題』1959 年 3 月号, および拙稿「P. ラロックの社会保障論」『健康保険』第 17 巻第 1 号などがみられる。
- 4) 現在の制度を簡単に翻訳して紹介したものに, Ministère du travail et de la sécurité sociale, "Le régime français des prestations familiales", Janvier 1963", 拙稿「フランスの家族手当制度」健康保険組合連合会編『調査時報』No. 41 所収, があり, なおフランスにおける家族手当の性格論を中心として叙述したものに, 拙稿「フランスにおける家族手当立法」『九大法学』6 号, がある。

- 5) フランス社会保障全体の概要を叙述した文献では, 比較的容易に入手できるものとしては次のようなものがある。
A. Rouast, P. Durand, et J.-J. Dupeyroux, *Sécurité Sociale*, Dalloz, 1961.
J.-J. Dupeyroux, *Sécurité Sociale*, Dalloz, 1965.
J. Doublet, *Sécurité Sociale*, Collection Thémis, P. U. F. 1961.
G. Lyon-Caen, *Manuel de droit du travail et de la sécurité sociale*, Librairie générale de droit et de jurisprudence (L. G. D. J.), 1955.
A. Perraud-Charmantier, L. De Riedmatten, *Lois Sociales, Sécurité Sociale*, L. G. D. J., 1961.
F. Netter, *La sécurité sociale et ses principes*, Sirey, 1959.
F. Netter, *Notions essentielles de sécurité sociale*, Sirey, 1951.
また一般的な定期刊行物として参考になるのは,
Droit Social, *Librairie social et économique*, Paris.
Droit du travail et sécurité sociale, *l' Edition administrative*, Paris.
Revue de la sécurité sociale, *Fédération nationale des organismes de sécurité sociale*, Paris.
Informations sociales, *Union nationale des Caisses d'allocation familiales*, Paris. などがある。
なおフランス社会保障の基礎理論に関する文献として,
P. Durand, *Politique contemporaine de la sécurité sociale*, Dalloz, 1953. は欠くことのできないものである。

ンス社会保障の一般制度は「……労働者およびその家族員を、それら労働者の稼得能力を完全に減少させ、または奪い去りがちなあらゆるリスクから保護する」こと、および「……出産ならびに家族扶養の負担をカバーする」ことを目的とし（同法典第1条第1項）、社会保険、労働災害補償、家族手当の3部門からなるものとされている¹⁾。

この国の社会保障制度は、他の多くの諸国と同じく、疾病あるいは老齢の場合に給付を行うことを目的とした任意的な共済組合に起源をもつが、これとともに19世紀末から20世紀初頭にかけて労働者保護を目的としたいくつかの社会立法が実現せられるようになり、社会保障の初期の形態が現れるにいたった。

このような動きは、1898年4月9日の「労働災害補償」に関する法律が最初の例となり、その後1910年の労働者・農民の老齢年金に関する法律を経て、第1次大戦後の経済的、社会的混乱のなかで生れてきた「社会保険」に関する法律（1928および1930年）により社会保険制度の整備が行われ、次第に顕著なものとなっていった。他方1930年代にはいり、出生率が死亡率を下回るまでになるという深刻な人口問題が国家的な憂慮事となったこともあって、すでに一部の私企業で行われていた家族手当支払いの慣行を国家法（1932年3月11日法）で制度化し、さらに1939年7月7日の家族法典の制定を経て、事実上全ての職業活動人口を対象とする強制的「家族手当」制度が作り上げられることになった。

ところが第2次大戦末から大戦後にかけてのヨーロッパでは、戦争の脅威と経済的貧困からの解放に対する人々の強い欲求とともに、「社会保障」という新しい理念が急速に浮びあがってきた。1941年の大西洋憲章の中でこの言葉が使用され、ついで翌42年のビバリッジ報告書、44年の国際労働会議（フィラデルフィア）での勧告を経て、ほとんどの国においてそれぞれの社会保障設計が試みられるようになった。

フランスでもラロック教授を中心に社会保障計画の構想が練られたが、1945年10月4日に、いわゆるラロック・プラン²⁾をもととした「社会保障の組織に関する大統領令」（L'ordonnance du 4 Octobre 1945 relative à l'or-

ganisation de la sécurité sociale）が公布された。この大統領令により、すでに存在していた社会保険、労働災害補償および家族手当の各制度を総括した統一的社会保障制度の創設が図られ、1956年の法典化の際にこれらの制度の法制上の統一化も実現された。

社会保障の一般制度のうち社会保険は社会保障法典第240条以下に規定され、一般被用労働者を対象に、疾病、出産、廃疾、老齢、死亡に関するそれぞれの保険給付を行う。失業に関する保険給付を行わないのはフランス社会保険の一つの特色となっている³⁾。

- 3) 失業に関しては、古くは共済組合制度、あるいは市町村の失業扶助制度による保護が行われてきたが、今日では国の失業扶助制度としての、1939年の失業扶助令、および1940年10月11日法による「国家扶助制度」により保護が行われ、社会保障の一般制度あるいは社会保険制度から除外されている。実際にはILOの「非自発的失業者に対する給付または手当の確保に関する条約」を批准するために制定された「失業手当の支給条件に関する命令」により、(1) すべての労働者に対して例外なく一定の条件のもとで、(2) 給付期間の制限なく、完全失業のみならず、部分的失業に対しても手当が支給され、(3) 手当は賃金または所得に関連なく一率の定額制をとり、家族員に対する割増金を付加して支給されることになっている。

失業に関する保護がこのように積極的に社会保険あるいは社会保障の部門でとり扱われず、扶助のままにとり残されている原因については、フランスの産業構造が農業によって多くの部分が占められ、工業に偏していないという事情から1930年代の世界恐慌期にも、またその後の不況にさいしてはそれ程深刻な失業問題に直面しなかったこと、およびフランスの人口構造が高齢化を示し、稼働年齢層の減少あるいは停滞という事情から失業が数字の上であまり大きくなかったということ（戦前に失業者数が増加した1936年においてもフランスの失業者率は3%にしかすぎなかった）などのため、この程度の失業の保護は従来の共済給付、市町村の失業扶助、あるいは個人的な準備によってかなりの程度まで対処しえたということが考えられる。

今日のフランス社会保障の創設に中心的役割を果たしたピエール・ラロック教授は「数多くの諸国において社会保障への努力がなされているその姿をみて驚かされることは、それらが総て共通の目的（社会保障という目的）をもち、かつ改革の背景をなす本質的な諸原理について一般的な一致があるのにもかかわらず、今日各国に存在している制度の内容や、この問題へのアプローチの仕方には大きな差異がある」ことであるとしながら、その理由として社会保障プランは、「第1にその国にとってもっとも重要な問題を目的としなければならないということである。たとえばイギリスでは失業問題が重大性をもち、失業に対する保障ということがそのほかの総てのものの上に立って、その後には病氣、労働災害、老齢に対する保障とかがつけ加わっている。これと異なりフランスでは少くとも最近では失業問題はない。その結果失業問題というものは社会保障の第1にのぼらない。そのかわりフランスでは人口問題が最大の社会問題として登場する。そこでフランス政府として、まず専念すべきは人口問題ということになり、1945年10月4日の社会保障の組織化に関する立法ではこの人口問題を第1に考えることとなった」こと、および「第2の理由は、各国とも新しい計画を進めるにあたっては、従来から存在した制度を考慮に入れて、総合的な新しい制度を創りあげていかなければならないということ、つまり沿革的な理由である」としている（拙稿「P.ラロックの社会保障論」『健康保険』第17巻第1号）。

1) *Code de la sécurité sociale, de la santé publique, de la famille et de l'aide sociale*, Dalloz, 1962.

2) Pierre Laroque, "Le plan français de sécurité sociale", *Cahiers français d'information*, 3 Février 1946, No. 51, 参照。なおこのプランが出現する前後のフランス社会保障の準備と発足の時期につき、とくにその政治的、社会的、経済的背景を詳述した文献として、Henry C. Galant, *Histoire politique de la sécurité sociale française*, 1945-1952, Librairie Armand Colin, 1955. がある。

労働災害補償は同法典 414 条以下に規定され、一般被用労働者を対象に、労働災害、職業病に関する医療、傷病手当、葬祭費などの短期給付、ならびに傷害年金、遺族年金などの長期給付を行う。

家族手当は同法典 510 条以下に規定され、一般被用労働者はもちろん、失業者、年金受給者、ならびに独立労働者、自営業者、雇主を含めて、なんらかの職業活動を行うすべての者を対象に、固有の家族手当のほか単一賃金手当、主婦手当、産前手当、出産手当、住宅手当、心身障害児特別教育手当⁴⁾などの給付を行う⁵⁾。

一般制度の財源は、社会保険、労災補償、家族手当の 3 部門とも、その大部分が雇主および被保険者の保険拠出からなり、このことは一つの顕著な特色となっている⁶⁾。その保険拠出額は、制度の受益者たる被保険者が現に受取っている報酬 (rémunération) または所得 (ga-in) の全体を基礎として算定され (法典第 119 条第 1 項)、社会保険では雇主がその 14.25%、被保険者が 6% を負

担し、労災補償では雇主のみが平均 3% (拠出率は企業または産業の危険率の大小によって異なる) を負担し、家族手当でも雇主のみが 13.5% を負担する。

保険拠出額の算定基礎となる「報酬または所得の全体」とは、「労働の対価または労働にさいして労働者に支払われるもの」(法典第 120 条)として、賃金または所得のほか、とくに有給休暇手当、被保険者の保険拠出分の控除額、諸手当、保険料、謝礼、および金銭または現物によるその他の諸利益、ならびに直接または第 3 者からのチップなどがすべて含まれるものとされる。ただしこの総額には上限が定められ、それを越える者の拠出額はその上限額を基礎として算定される。64 年 12 月 24 日の命令 (décret) は、この上限の年額を 65 年 1 月 1 日より 11,400 フランから 12,240 フランへ引き上げた。賃金が月ごとに支払われるところでは、この限度月額額は 1,020 フランとされ、週給の場合 235 フラン、日給の場合 47 フランとされている⁷⁾。

以上の一般制度の運営は、社会保障金庫 (Les caisses de sécurité sociale) および家族手当金庫 (Les caisses d'allocation familiale) の制度を通じて行われる。

社会保障金庫には初級金庫 (Caisses primaires)、地区金庫 (Caisses régionales)、地区老齢保険金庫 (Caisses régionales d'assurance vieillesse)、および全国社会保障金庫 (Caisse nationale de sécurité sociale) などがある。フランス全土に配置された 122 の初級金庫は、(1) 疾病、出産、死亡に関する金銭給付の支払い、および労働災害・職業病による一時的または永久的労働不能に対する金銭給付の支払い、ならびに医療費の償還、(2) 廃疾年金および永久的労働不能に対する年金の査定を行う。地区金庫は、フランス本土を 16 地区に分け、各地区に一つずつ設置され、(1) 廃疾年金および永久的労働不能に対する年金の支払い、(2) 労災補償制度のため雇主が払込まなければならない拠出率の決定、(3) 社会保障金庫をはじめ各種社会保障機関が実施する保健、社会福祉、職業病対策にかんする活動を地区水準で調整することを業務とする。またこれとは別に、同じ地区ごとに地区老齢金庫がおかれ、老齢給付の支払いが行われる。

家族手当金庫は、社会保障初級金庫にはほぼ対応して、フランス全土に 114 ヶ所設置され、(1) 各種家族給付の支払い、(2) その他の家族福祉活動を行うことをその業務とする。

- 4) 心身障害児特別教育手当 (l'allocation d'éducation spécialisée des mineurs infirmes) は 1963 年 7 月 31 日の法律によって設けられたもので、フランス家族手当制度の各種給付のうち第 7 番目の給付となるものである。なお詳細は後述する。
- 5) 3 部門の給付の詳細については拙稿「フランスの社会保障」『共済新報』第 5 巻第 10 号、を参照されたい。
- 6) ロラン・マンヌは、古くから公的扶助制度の発達を見ていたフランスが戦後の社会保障を強制保険の上に立脚せしめたことは、労働者に対して強制貯蓄を強要するものであると同時に、国の公共財政からの支出による社会保障が国民所得再分配の効果の点で優れているとしてこれを非難している (Roeand Mane, "Bilan de la sécurité sociale", *Chronique sociale de France*, Vol. 61, No. 5, 高橋武樹前掲『フランスの社会保障』135頁)。これに対して、ピエール・ラロックは「社会保障の問題が一般政策により、または一般的な計画のもとで解決さるべき問題であるとみなされるときには、この計画を実施していくために用いられる金額が保険掛金の方法で集められたのか、それとも直接に国家基金から引き出されたのかということは、何れの場合でも総合体としての国家経済がその出費を負担するということになるのであるから、それほど重要なことではない。したがって総合的社会保障制度に必要な財源を、あるひとつの方法より他の方法で集めるほうがよいというようなことは、ただ便宜的な意味しかもたない。結果はどちらの場合においても同じである。なぜならば何れの場合においても、全体としての共同社会の利益のために機能を発揮する一種の公共的サービスであり、したがってその社会によってまかなわれるのであるということ、国家による国民所得の部分的分配であるということ、二つの支配的特質は変ることなく残るからである」(Pierre Laroque, "From social insurance to social security", *I. L. Review*, June 1948, 拙稿前掲「P. ラロックの社会保障論」『健康保険』第 17 巻第 1 号, 5 頁) として、第 2 次大戦後のフランスの最大の関心は国の経済力の強化という経済政策すなわち戦争による外国軍の占領と国土の破壊、著しい生産の低下に対する経済の早急な復興、農業および基幹産業の開発促進という一連の経済政策 (一般にモネ・プランと呼ばれている) の遂行であったため、社会保障立法は国庫に対する直接的財政負担を課さない方法で進められ、必要経費は関係者からの保険拠出の方法によらざるを得なかったとしている (Pierre Laroque, *ibid.*, p. 588)。

- 7) Fédération nationale des organismes de sécurité sociale (F. N. O. S. S.), *Bulletin du service social des organismes de sécurité sociale*, No. 117-118-119, p. 45.

表 1 社会保障一般制度の収支状況

(単位 100万フラン)

年 度	社 会 保 険			労 災 補 償			家 族 手 当 (賃金労働者分)			一般制度 の 収 支
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	
58	7,603.49	8,036.22	△ 432.73	1,381.93	1,311.40	70.53	6,795.70	5,730.71	1,064.99	702.79
59	8,703.89	8,709.44	△ 55.51	1,527.79	1,496.74	31.05	6,496.22	6,189.96	306.26	331.76
60	9,567.94	9,791.92	△ 223.98	1,643.22	1,665.35	△ 22.13	6,845.20	6,517.03	328.17	82.06
61	11,676.07	11,976.46	△ 300.39	1,958.89	1,912.58	46.31	7,926.25	7,466.85	459.40	205.32
62	14,112.64	14,036.50	76.14	2,273.58	2,247.12	26.46	8,902.13	8,216.10	686.03	788.63

資料 F. N. O. S. S., *Revue de la sécurité sociale*, No.150, p. 41.

これらの社会保障金庫および家族手当金庫はすべて、選挙により5年間の任期で選出された労使の代表者を中心とし、各界の代表者⁸⁾の参加を得て構成される理事会(Conseil d'administration)を最高機関として運営される。中心となる労使代表の構成割合は、初級金庫の理事会の場合、4分の3が労働者代表、4分の1が使用者代表となり(計16~36名)、家族手当金庫の場合、2分の1が労働者代表、残りの2分の1を使用者代表および自営業者代表がそれぞれ半数ずつ(計24名ただしパリ金庫は36名)を占める。制度の運営がこのように、行政機関から離れた社会的機構を通じて、しかも選挙制度⁹⁾による当事者代表の民主的運営組織によって行なわれることは、フランス社会保障の大きな特色である。

なお、社会保障金庫および家族手当金庫の上に全国社会保障金庫が置かれ、社会保障の各部門あるいは各種制度を通じて行われる給付に関して全国的水準での財政調整を行うとともに、全国的規模での全般的社会保障政策の促進をはかる。財政調整の機能に関しては、全国社会保障金庫は一般制度各部門の基金(fonds)、すなわち全国社会保険基金(Fonds national des assurances sociales)、全国労災補償基金(Fonds national des accidents du travail)、および全国家族手当基金(Fonds national des prestations familiales)を同時に管理し、各部門間の完全

な財政調整を実現し、全体としての一般制度の経済的連帯性(solidarité économique)¹⁰⁾を具現させており、社会保障一般制度の財源は究極的には単一となっているのである¹¹⁾。

ところで1962年までの最近数年間の社会保障一般制度の収支状況をみると社会保険の財政収支が引きつづき赤字を示している(表1参照)。しかしながら以上のような財政調整により、特に家族手当部門に生じた剰余金により、一般制度全体としては収支均衡が保たれている。

以上のような一般制度のほかに、フランスの社会保障は数多くの補完的、あるいは付加的諸制度から構成されている。すなわち、たとえば、(1)一般制度の老齢給付を受給しない老人に対する老齢手当制度、およびこの手当を含めてなんらかの老齢給付を受給する老人に対する補足的な老齢給付制度を設けた国民連帯基金(Fonds national de solidarité)の制度¹²⁾、(2)公務員のための特別制度(一般制度の社会保険給付と同一、あるいはそれ以上の給付水準が維持せられる)、(3)国有鉄道上級職員のための特別制度(下級職員は一般制度の適用を受け

- 8) この代表者は、社会保障金庫の理事会の場合、(1)金庫勤務員の代表者1ないし2名(人員は金庫の大きさによって異なる)、(2)当該金庫の管轄区域内に居住する医師の代表者2名、(3)家族団体県連合(union départementale des associations familiales)の代表者1名、(4)学識経験者1名であり、家族手当金庫の理事会の場合、(1)金庫勤務員の代表者2名、(2)学識経験者2名、(3)家族団体県連合の代表1名である(A. Rouast, P. Durand, et J.-J. Dupeyroux, *Sécurité Sociale*, 3^e édition, 1961, pp. 103 ff).
- 9) この選挙制度は、従業員代表制(délégués du personnel)および企業委員会(comités d'entreprises)の選挙制度などと合せて「社会選挙」(élections sociales)といわれ、戦後フランスの社会制度のなかで重要な地位を占めている(Pierre Pactet, "Le droit des élections sociales", *Droit Social*, Mars, 1964 参照)。なお金庫理事会のメンバーに関する選挙については、A. Rouast et autres, *ibid* 参照。

10) Roger Granger, La place des prestations familiales dans le système français de sécurité sociale, *Droit Social*, Décembre 1960, p. 679.

11) このような財政調整は一般制度内の3部門間だけにとどまらず、たとえば家族給付の場合など、一般労働者の制度と使用者、独立労働者の制度との間、あるいは農業労働者の制度との間においても実現されており、ここ数年間は一般制度の方から移転される一方であり、1955年に16,000万フラン、60年に1,500万フラン、61年に34,000万フラン、62年に14,000万フラン、63年に21,400万フランにのぼっている——『社会保障年鑑』1966年版、478頁参照。さらに1964年の国の社会予算に関する法律案では一般制度と鉱山の制度との財政調整に関する財政措置が予定されていた。

12) この制度は老齢者問題、とくにその所得保障問題の深刻化に対する措置として1956年7月26日の命令によって創設されたもので、老齢年金、老齢手当、老齢扶助など、なんらかの老齢給付を受給し、フランス国籍をもつすべての老齢者(原則として60歳)に付加的な老齢手当を支給するものである。財源は、フランス社会保障制度のなかでまったく例外的に国庫支出金によっており、運営の面でも金庫制度によらず政府の直接管理のもとに置かれている。

る)、(4) 電気・ガス事業勤務員のための特別制度(事業体の直接給付制および補足的共済・福祉金庫の制度)、(5) 農業あるいは鉱山における特別制度¹³⁾などがある。

さらに貧困者に対しては社会扶助(l'aide social)の制度が中央あるいは地方政府によって設置され、各種の扶助が行われる¹⁴⁾。しかしながら本稿はこれらの制度に立入る余裕も、また必要もないためこれらに関する部分は他日に譲ることとしたい。

III 家族手当制度とその問題点

1. 制度の沿革¹⁾

フランスにおける家族手当制度の起源は、19世紀末から20世紀初頭にかけて、一部の企業家が道義的な発意により、あるいは労働奨励的な意図により賃金に扶養家族のための家族給分を付加して支給していた慣行にあるとされる。この慣行は、(1) 労働者側の労働意欲を向上させ、手当の支払いから生ずる労務費の負担増を十分補償するということが企業家に理解されたこと、(2) 第1次世界大戦に入るや、戦時生産のために熟練労働者を引きつけておくということが企業側に切望されたこと、そして(3) 家族手当の父ともいわれるグレノーブルのエミール・ロマネ²⁾の功績によって家族手当の支払いをプール化する平衡金庫制がつくり出され、手当の支払いに関する負担が競争関係にある企業間で平均化されたことなどによって急速に拡まることとなった。

第1次大戦がおわり1920年代になると、(1) 大戦後の経済的、社会的混乱のもとで、実質賃金の低下による労働者階級の生活難から生じた革命的労働運動に対してなんらかの対策を必要としたこと、(2) その対策として賃金引上げが考えられるが、それは恒常的なものとなる恐れがあるため、経済が安定をとりもどしたのちには廃止

することのできる、一時的なものとして家族手当の付加支払いが考えられたこと、(3) 労働者側としては、はじめこの慣行に対しては、手当を受給する者と受給しない者との間の利害が対立し、団結力を弱め、ひいては交渉力を弱体化するものとして反対していたが、次第にその意義を見出すようになり、積極的に要求する態勢に出たこと、などもあって、平衡金庫の数は飛躍的に増大し、1920年には6ヵ所にすぎなかったが1925年に160となり、1930年には230に達した(表2参照)。

表2 1920年から1930年までの補償金庫制度の推移

年	金庫数	加入企業数	労働者数	受給家族数
1920	6	230	50,000	11,500
1922	75	5,200	665,000	153,000
1925	160	10,000	1,150,000	266,000
1928	218	20,000	1,500,000	300,000
1930	230	32,000	1,880,000	480,000

資料 D. Ceccaldi, *Histoire des prestations familiales*, p. 21.

他方、フランスは20世紀当初より出生率の低下傾向に悩んでいたが、それに加えて第1次大戦により多数の戦没者をだしたため、労働力の不足が国家的な問題となった。この事態に対して、政府はなんらかの人口政策をとりあげなければならなくなり、出生率を上げるための一策として政府みずから官吏などに対する家族手当制を法律によって採用するとともに民間の家族手当の慣行の拡大を促進させる役割を果たした。かくして1918年に中央官吏、1923年には地方官吏のすべてに対する家族手当の支払いが法定化されることになり、また1922年には公共土木事業請負契約の義務条項のなかで、請負業者がその雇用労働者に家族手当を支払う旨を規定すべきことが法律で定められることとなった。

1932年には、このような家族手当制定法化が一般の民間企業にも実現せられた³⁾。すなわち同年3月11日の法律は「工業的、商業的、農業的職業、または自由業において年齢および性のいかんを問わず、労働者または職員を常時雇用する企業主はすべて、以下に定める留保および条件のもとに、本章に規定される家族手当の費用を再配分するための企業主間に設置される平衡金庫、または労働大臣が認めるその他のすべての組織に加入することを要する」と規定した。かくして企業主の家族手当支払いに関するそれまでの任意的な慣行は法律上の義務

13) 農業部門の社会保障については、Robert Savy, *La sécurité sociale en agriculture dans la communauté économique européenne*, L. G. D. J., Paris, 1965 が、また鉱山の社会保障については、René Bonnet, *La sécurité sociale dans les mines*, Dalloz, Paris, 1963 という包括的な、すぐれた文献がある。なお各種の特別制度の概要を知るには、La sécurité sociale en France—Les régimes autres que le régime général, *Note et Etude Documentaires*, 19 Mai 1964 がきわめて手ごろな資料といえよう。

14) 社会扶助については、J.-J. Dupeyroux, *Sécurité Sociale*, Dalloz, 1965, pp. 639 ff および A. Rouast et autres, *op. cit.* などのほか、とくに県における社会扶助の現状につき J. Georgel, "L'aide sociale départementale", *Droit Social*, Novembre 1964, Février 1965 がある。

1) フランス家族手当制度の沿革については、Dominique Ceccaldi, *Histoire des prestations familiales en France*, U. N. C. A. F., Paris, 1957. がある。

2) エミール・ロマネについては、Paul Dreyfus, Emile Romanet, *Père des allocations familiales*, Paris, Arthaud, 1964. pp. 186. がある。

3) このような形で一般の家族手当法制をはじめて実現したのはベルギーであるが、詳細については、拙稿「家族手当法と社会保障」『ジュリスト』No. 298. 60頁以下参照。

(実際には家族手当平衡金庫に加入して拠出を行う義務)として強化化されることとなった。

以上のような経過をたどってはじまった国家法に基づく家族手当制度は、初期の段階でいくつかの問題があった。たとえば認可されていない金庫の乱立、地域による給付額の格差の存在、あるいは農業部門での制度の欠陥などである。しかしながら 1936 年には農業部門に制度を拡張し、前年に 1 人または 2 人以上の労働者を少なくとも 75 日以上雇用した農業経営者に家族手当に関する義務を課すとともに、1938 年には制度に飛躍的な発展がみられることとなった(表 3 参照)。すなわち (1) 手当

表 3 1932 年より 1938 年までの制度の発展

年	加入企業数	賃金労働者数	手当受給者数
1932	30,000	1,000人 1,830	1,000人 460
1934	162,000	3,889	1,183
1935	218,000	4,238	1,305
1936	280,000	4,803	1,495
1937	390,000	5,315	1,617
1938	450,000	5,400	1,640

資料 D. Ceccaldi, *Histoire des prestations familiales*, p. 51.

額を県別に統一したこと、(2) 同年 3 月 31 日の法律で小農経営者(労働者を雇用する期間が年間 75 日以下の者)に制度の適用を認めたこと、(3) 同年 11 月 13 日の命令(décret-loi)で主婦付加手当⁴⁾(prime de la mère au foyer)を設けたこと、(4) 金庫の運営に関し、認可を受けない金庫が一扫され、全国補償基金(Fonds national de compensation)が設置されたことなどである。

他方、国家的関心事としての出生率の低下傾向はいぜんとして深刻化する一方で、1935 年からは事態がきわめて悪化し(表 4 参照)、出生率が死亡率を下回るまでにいたった。かくして 1939 年 2 月 23 日法により参事院議長のもとに人口問題高等委員会(Haut comité à la population)が設けられ、その意見に沿って 1939 年 7 月 29 日の「家族法典」が制定されることとなった。

この 1939 年の家族法典は、社会改革のための立法上の基礎を提供することを目的とするもので、フランスの出生率の上昇をもたらす、一般に大家族の出現が可能に

4) この主婦付加手当は、妻が家庭に残って子供の養育に専念する場合に、夫の所得を補足する意味で、家族手当に付加されて支給されるものであった。半ば人口政策的目的をもったこの手当は、その後 1941 年 3 月 29 日の法律で「単一賃金手当」(allocation de salaire unique)と改称され、後述のごとく、戦後の家族手当に関する法律(1946 年 8 月 22 日)に引きつがれ、さらに社会保障法典の第 533 条ないし第 535 条に位置づけられた(A. Rouast, P. Durand, J.-J. Dupeyroux, *Sécurité Sociale*, Dalloz, 1961. pp. 492 ~ 3.)。

表 4 フランス人口の推移

(単位 1,000人)

年	年央総人口	出生数(A)	死亡数(B)	(A)-(B)
1930	41,610	750.0	648.9	+ 101.1
31	41,860	733.9	679.1	+ 54.8
32	41,860	722.4	654.8	+ 62.6
33	41,790	676.7	660.4	+ 18.3
34	41,950	677.9	634.1	+ 43.8
1935	41,940	640.5	658.4	- 17.9
36	41,910	630.8	642.3	- 11.5
37	41,930	618.1	629.5	- 11.4
38	41,960	612.2	647.5	- 35.3
39	41,900	612.4	642.5	- 30.1
1940	41,000	559	738	- 179
41	39,600	520	673	- 153
42	39,400	673	654	- 81
43	39,000	613	624	- 11
44	38,900	627	664	- 37
1945	39,700	643	641	+ 2

資料 J.-J. Dupeyroux, *Sécurité Sociale*, p. 59.

なるように、フランス家族単位の物質的福祉の改善を期待するものであった。とくに家族手当に関する重要な規定としては、使用者および独立労働者自身のための家族手当制度の適用を定めたもの(同法典第 34 条)などがあるが、この規定はさらに 1940 年から 45 年にかけての制度の発展のなかで、手当の適用が賃金労働者以外の者(失業者、労務を退いた社会保険給付の受給者、戦争未亡人など)に拡張されるようになったことと合せて、家族手当と労働力、あるいは賃金との関係に微妙な変化を生ぜしめることになった点に注目しなければならない。

ところで 1945 年になると家族手当制度は既述のとおり、社会保障制度のなかにとり入れられ、社会保険および労働災害とともに、フランス社会保障の中心的な地位を占めるにいたった⁵⁾。運営機構の点では、従来の企業主団体たる家族手当補償金庫(Caisse de compensation des allocations familiales)を廃止して、労使双方の代表者の運営による家族手当金庫(les caisses d'allocations familiales)の方式がとられることとなった⁶⁾。

5) 家族手当制度自体の詳細は 1946 年 8 月 22 日の法律で定められ、のち社会保障法典第 510 条以下に挿入されている。
6) 戦後におけるフランスの社会保障計画に当たった P. ラロックによると、それをつくりあげる過程には二つの大きな問題が横たわっていた。その一つは家族手当を賃金から引き離すこと、もう一つは単一の機構を通じて、家族に対して永続的かつ十分な家族手当を保障するということであった(P. Laroque, *Le régime général des prestations familiales*, C. A. F., Janvier 1957, p. 5)。P. ラロックは、世論を喚起する目的で、1945 年 6 月 9 日労働大臣パロディに対

2. 制度の現状

適用対象

家族手当制度の適用対象は、家族の長またはその他¹⁾として、自己の負担によりフランスに居住する1人以上の子供を扶養するすべてのフランス人またはフランスに居住する外国人である。外国人の場合、通常の居住資格または特権をもっていることが必要とされる。また一時的居住資格しかもたない外国人は賃金労働者、農業経営者、商人、職人たることを証明する証書の名義人であることを要す。フランスに永続的労働の場所を有する辺境労働者の場合には、それら労働者の本国とフランスとの間に協定が締結されている場合（イタリア、ベネルクス3国、西ドイツ、モナコ、スペイン、ポルトガル）にかぎられる。

なお狭義の家族手当および単一賃金手当の適用をうけるためには、さらになんらかの職業活動（activité professionnelle）を行っていることが必要とされる。ただしこの要件は比較的ゆるやかに解釈されており、1946年12月10日の施行規則第3条により一定の委員会でのような職業活動をなし得ない旨が認定された場合は必要でないとされる。通常2人以上の子供を養育する寡婦あ

るいは疾病の場合この「職業活動をなし得ない」として取扱われている。しかし失業に関してはやや厳格であり、労働監督官の定期的な審査が行なわれることになっている。

手当の種類

家族手当の種類としては、狭義の家族手当（allocations familiales）、単一賃金手当（allocation de salaire unique）、主婦手当（allocation de la mère au foyer）、産前手当（allocations prenatales）、出産手当（allocations de maternité）、住宅手当（allocation de logement）、心身障害児特別教育手当（allocation d'éducation spécialisée des mineurs infirmes）があるが、法制上はこれらの手当を総称して家族給付（prestations familiales）という用語が使用されている。

（1）狭義の家族手当

狭義の家族手当は、フランスに居住し、養育をうける子供をもつ家族に対して、その第2子以降に支給し、家族の負担（charge de famille）を緩和することを目的とするものであり、家族手当制度の中心になるものである。

手当の対象となる子供に関しては、子供を養育する者と子供との血縁関係あるいは法律関係はかならずしも必要でなく、むしろ扶養の事実関係に重点が置かれる。家族法上の扶養義務者でない場合でも、事実上子供の養育にあたる者（例えば里親、後見人）または法人（例えば児童収容施設など）も手当の受給者となることができる。したがって、手当の支払いに当たっては、手当の受給権者（attributaire、主として父親）と手当の受給者（allocataire）の二つの概念が存在する。

ところで狭義の家族手当は、第2子に対して基準賃金額（セヌ県で300フラン）の22%、第3子以下の各1人につき同じく33%（したがって子供3人の場合には同じく55%、子供4人の場合には同じく88%、子供5人の場合には同じく121%となる）である。

家族手当の支払いに関する年齢制限は、a) 一般的には義務教育の期間中、つまり16歳未満である。ただし義務教育終了後もひきつづき扶養され、賃金を得る労務についていない場合にはさらに1年間延長される。b) 徒弟教育をうけている場合には18歳までとされる。ただしその者の所得（現物利益の包括的評価額を含む）が家族手当の算定の基準賃金月額（セヌ県の場合300フラン）を超えないことが必要とされる。またc) 義務教育終了後さらに上級学校での学業を継続する場合、心身障害および慢性病のため職業活動に従事することができない場合および心身障害児特別教育手当の対象となってい

（前ページより）

してすでに行政部内で練りあげられた社会保障計画を検討する関係当事者の代表による特別委員会の設置を要求したが、この要求にしたがって数日後に同大臣によって設置された特別委員会（32名のメンバーからなる）に対して、社会保障、労働災害、家族手当の3部門を同時にとり扱う単一の社会保障金庫制を内容とする行政部案を提出した。しかしながらこの単一金庫制については、それによって家族の利益（intérêts familiaux）が社会保障の犠牲にされるとして共済組合、家族手当補償金庫、および保健・人口省側からの強力な反対が行われた。そこでやむなく一時的に家族手当だけを別の金庫を通じて運営することにし、他の部門との統一に時間をかけることとしたのであるが、1949年2月21日の法律によって家族手当には単独の金庫制度が当てられることを最終的なものとする旨が定められたため、結局当初の行政部案が描いた単一の機構を通じた単一の社会保障制度は修正をうけることとなった（Henry C. Galant, Histoire politique de la sécurité sociale française 1945-1952, Librairie Armand Colin, Paris, 1955. pp. 29-31）。

ポール・デュランは家族手当制度のこのような分離について「家族手当は社会保障のもっとも大きい構成物となっている。しかし家族政策はその有効な可能性を確保するためにその自立性が必要であり、職業に源をもつ財源の、可能にして完全な維持およびことに運営機関の運営上、財政上の自治性が家族運動に与えられた必須の保障として考えられなければならない」という（Droit Social, 1948. L'évolution de la nature des allocations familiales. Arrêt de la cour de cassation du 11 Février 1948 et Note de M. Paul Durand. p. 185）。

- 1) 子供が家族の長以外の者または法人（里親、後見人、孤児院、その他の公的、私的施設など）に養育される場合には、それらの者または法人が手当の受給者となる。

る場合には 20 歳までとされる。義務教育終了後の学業の継続の場合で、とくに専門教育、実習を伴う通信教育講座の場合にはその条件の厳重な監督が行われる。

家族手当の支払いには 3 種類の割増金制が設けられている。その第 1 は、1957 年 8 月 7 日以後設けられたもので、2 人の子供を養育する家族の 10 歳に達した第 2 子、および 3 人以上の養育すべき子供をもつ家族の 10 歳に達したすべての子供に対しては基準賃金額（セーヌ県 300 フラン）の 9 % の割増が行われる。第 2 は、1963 年 1 月 1 日以後設けられたもので、家族手当支給の対象となる 15 歳以上の子供に対しては同じく基準賃金額の 15 % の割増が行われる。第 3 は 1948 年 10 月 6 日の命令によって設けられた「予定税額補償割増金」（majoration compensatrice de l'impôt cédulaire, I.C.）で、第 2 子に対して 9.81 フラン、第 3 子以降の各 1 子につき 15.09 フランが家族手当に付加される。

（2） 単一賃金手当

1941 年 3 月 29 日の法律ではじめられた単一賃金手当（社会保障法典第 533 条ないし第 535 条）は狭義の家族手当に対する付加手当として家族の負担を緩和することを目的とするものであるが、ただ一つの職業所得によってしか収入のない家族（妻が家庭に残りもっぱら育児に当る家族）に対して、その所得が賃労働から得られるものであることを条件として第 1 子から支給される。ただし夫婦の一方の第 2 所得があってもその月額が、つぎの額を越えない場合には差しつかえないものとされる。

a) 養育される子供が 1 人または 2 人の場合、狭義の家族手当の算定基準賃金額（セーヌ県では 300 フラン）の 3 分の 1

b) 養育される子供が 3 人以上の場合、同じく 2 分の 1

この手当支払いの対象となる子供の定義および年齢制限は家族手当の場合と同一（子供 1 人の家族を除き）であるが、支給される手当は、1) 第 1 子に対してこの手当の算定基準賃金額（セーヌ県で 194.50 フラン）の 20 %、ただし子供 1 人の家族の場合にはその子供が 5 歳に達したとき打ち切られる。手当受給者が 1 人でその子供を養育する場合、あるいはその配偶者が疾病、廃疾のためその子供の養育を確保するに十分な所得を得られない場合には 5 歳以降も支給を継続される。なお子供 2 人の家族でそのうち 1 人が扶養されている場合も 5 歳を越えて継続支給される。2) 扶養される子供が 2 人の場合、あわせて同じく基準賃金の 40 %、3) 扶養される子供が 3 人以上の場合、あわせて同じく基準賃金の 50 % である。

なお以上とは別に、1951 年 3 月 1 日の法律で、1941 年 11 月 17 日法による子供のない若夫婦の家族に対する単一賃金手当支給の制度がひきつづき暫定的に認められ、基準賃金の 10 % が支給されている。

この単一賃金手当は婦人が子供を養育するために経済活動を退いて家庭にはいることを期待していることで、労働力不足に悩むフランスにとってきわめて非建設的な制度であるとの非難が強い。労働組合は、この手当分を狭義の家族手当へ移しかえることを条件にこの手当の廃止を要求しており²⁾、また 1960 年 4 月 8 日の命令でつくられたロベール・プリジャン氏を長とする家族問題研究委員会（Commission d'étude des problèmes de la famille）は、この手当を廃止して、それに代る若年手当（allocation du premier age）の新設を提唱している³⁾。

（3） 主婦手当

1956 年 12 月 11 日の法律で設けられた主婦手当（社会保障法典第 535—1 条ないし第 535—4 条）は、賃金労働者の家族に対して支給される単一賃金手当に対応して、農業以外の自営業を行う家族に対して支給される付加手当であり、配偶者が別個の職業活動による収入をもたず、主として家業と子供の養育に当る家族の長に、第 2 子から支給されるものである。

この手当の支給条件、その他の問題点はすべて単一賃金手当と同一であるが、支給される手当は、第 2 子に基準賃金額（セーヌ県で 194.50 フラン）の 10 %、第 3 子までに同 20 %、第 4 子までに同 30 %、第 5 子までに同 40 %、第 6 子までに同 50 % とされている。なお農業部門の自営業者には、農事法典 1092-1 条ないし 1092-3 条に基づいて、これと同じ制度が設けられている。

（4） 産前手当

1946 年 8 月 11 日の法律第 14 条ないし 16 条を修正して 1953 年 12 月 31 日法で一新された産前手当（社会保障法典第 516 条ないし 518 条）は、とくに子供の出生から生ずる出費を支えてその家族を援助することを目的として、出産に先立つ 9 ヶ月間につき支払われるものである。

産前手当は妊娠している総ての女性に対して、その旨が社会保障金庫または家族手当金庫に届け出られた月の第 1 日目から支給される。届出は、妊娠中絶の場合を除き、妊娠の 3 ヶ月以内に、金庫あての簡単な書面によって届出をすることになっている。

そのほか、この手当を受給するためには、a) 妊娠 3

2) 高橋武「フランスの社会保障」『各国の社会保障』III, 315 頁。

ヵ月目の末日までに第1回、b) 妊娠6ヵ月の間に第2回、c) 妊娠8ヵ月の間に第3回、の健康診断を受けなければならない、その結果が、それを受けた日から15日以内に金庫へ届け出られなければならないものとされる。

手当は、以上の各回の産前健康診断の後に、3回に分けて、a) 第1回に2ヵ月分、b) 第2回に4ヵ月分、c) 第3回に残り全額が支給される。各回の支給月額は、1962年2月5日の法令により、1962年1月1日以降、狭義の家族手当の算定基準賃金額（セーヌ県で300フラン）の22%とされている。

(5) 出産手当

出産手当は1939年7月29日の命令（décret-loi）で設けられた「初産手当金」（prime à la première naissance）が1946年8月22日の法律によって改め（社会保障法典第519条ないし第523条）られたもので本質的には出産奨励的な性格をもっている。すなわち一方において、家計への配慮が出産を妨げるのを排除することを目的として、出産によって生ずる費用を補償するとともに、他方、前回の出産と次の出産との間にきわめて厳格な期間を要求し、若い夫婦に対してできるだけ早く子供の数を増やすことを奨励している。

この出産手当は生育する可能性をもったすべてのフランス国籍の子供に関して支給され、第1回目の出産の場合にはその出産が結婚後2年以内に生じたものであるか、または母親が25歳前に出産したものであること、第2回目以後の出産の場合にはその出産が前回の出産の3年後までに生じたものであることが要件とされる。また第1回目の出産が生存の可能性がない状態で行われた場合、その出産手当は、第2回目の出産が第1回目の出産の後2年内に行われたことを条件として、第2回目の出産に対する出産手当に付加して支給される³⁾。

この手当は、1961年12月30日の命令により、1962年1月1日より、狭義の家族手当の算定基準賃金額（セーヌ県で300フラン）の2倍とされ、出産または請求の直後、出産後6ヵ月が満了したときの2回に分けて、a) 子供が親のもとで生育していること、b) 子供が本土領域内に居住していることを条件として支給される。

(6) 住宅手当

住宅手当は1948年9月1日の法律によって設けられた（社会保障法典第536条ないし第543条）ものであるが、家族が妥当な居住条件のもとで生活するために必要

となる住居費の一部を補償することを目的としている。手当の受給要件、給付率、その他は社会保障法典第536条より第534条までに規定されているが、この手当は他の各種の手当と異り家族手当金庫の任意給付（「法定外給付」ともいわれるが正確でない）として行われるものである。

この手当は、a) 所得が命令に定められた最高限を超えず、b) その居住する家屋に、その所得のうちの一定パーセントを充当し、かつc) 健康および居住人員の点で最低限の条件のもとで居住していること、を要件として、狭義の家族手当、単一賃金手当、または産前手当のいずれかを受給する者に支給される。手当の額は、子供の数と、その住居に充てられている分が所得のなかに占める比率に応じて決定される。

(7) 心身障害児教育特別手当⁵⁾

この手当は1963年7月31日の法律で定められた、比較的新しい手当の一種である。手当の対象となるのは、扶養されている未成年者で、公共施設または認可を受けた私的施設、団体で必要な医療のほか、特別に適用対象となる教育または職業訓練を受けている心身障害者である（通院の場合も含まれるが、軽度の障害者は除外される）。

手当の支給要件は、教育または職業訓練に要する費用が施設によっても医療保険によっても負担されないこと、および県の心身障害者指導委員会（未成年部）によって適格たる意見がえられることである。

手当の支払いを受ける者は、他の諸手当と同じく、事実上かつ永続的に子供の養育を行う者である。ただしこの手当の対象となるのは、母親がなんらの職業活動も行わず、かつ扶養する1人の心身障害児をもつ場合にかぎられる。法律の具体的事項は1964年5月23日の命令に定める。すなわち、a) 手当の額は狭義の家族手当の算定基準賃金額（セーヌ県で300フラン）の半額で、月に1回またはそれ以内の期間ごとに支給される。b) 手当の支給期間は最長1年間であるが、障害者指導委員会がそれより長い期間を提案した場合は別とされる。期間の更新は、たとえ受給者の請求がなくとも、施設に属する医師が、提出する詳細な証明書および指導委員会の一致した意見に基づいて、行われることができる。c) 手当受給者の義務として、受給者は支払機関に対して、各半暦年の第1月の間に、医療のほか教育または職業訓練を

3) *Droit Social*. Septembre-Octobre 1963. L'amélioration des prestations familiales et les conclusions de la commission d'étude des problèmes de la famille. p.502.

4) 「社会保障法典」第520条。

5) これについては、*Droit du travail et sécurité sociale*, No. 42, 1964, pp. 13~15 に詳しい解説がある。

表 5 被扶養児数別家族手当月額

(単位 フラン)

(%) 地区による 減 率	家族手当算 定基準賃金	単一賃金手 当算定基準 賃 金	家 族 手 当 月 額 (狭義の家族手当+単一賃金手当+予定税額補償手当)							
			夫婦のみ	被扶養児 1人	" 2人	" 3人	" 4人	" 5人 以上の1人 につき	割 増 金	
									10歳を越 える1人	15歳を越 える1人
0	300	194.50	19.45	38.90	153.61	287.15	401.24	114.09	27	48
0.375	299	194	19.40	38.80	153.19	286.35	400.11	113.76	26.91	47.84
1.875	294.50	191	19.10	38.20	151	282.375	394.65	112.275	26.505	47.12
2.625	292.50	189.50	18.95	37.90	149.96	280.525	392.14	111.615	26.325	48.80
3	291	189	18.90	37.80	149.43	279.45	390.57	111.12	26.19	46.56
3.75	289	187.50	18.75	37.50	148.39	277.60	388.06	110.46	26.01	46.24
4.5	286.50	186	18.60	37.20	147.24	275.475	385.11	109.635	25.785	45.84
4.875	285.50	185.50	18.55	37.10	146.82	274.675	383.98	109.305	25.695	45.68
5.625	283.50	184	18.40	36.80	145.78	272.825	381.47	108.645	25.515	45.36
6	282	183	18.30	36.60	145.05	271.50	379.65	108.15	25.38	45.12

資料 F. N. O. S. S., *Bulletin du service social des organismes de sécurité sociale*. No. 128, p. 25.

与え、かつその子供が過去6ヵ月間の全期間またはその一部を定期的に手当を受給してきたこと、およびひきつづき受給することを証明する施設または団体発行の証明書を提出しなければならない。

(8) その他

家族手当金庫は以上の諸手当の給付事業を行うほか、出産休暇手当の支給および広範な保健福祉活動を行っている。

一般賃金労働者、公務員、公益事業職員など、すべての家族の長はその家族内で生じた出産にさいし3日間の休暇を与えられるが、その期間の報酬は、通常の勤務期間に対するものと同額とされ、まず雇主が仮払いしたのち、家族手当金庫から償還されることになっている。

家族手当金庫は社会保障金庫と共同して、保健、福祉活動面で大きな実績をあげている。すなわち a) 疾病予防、健康の回復・増進を目的とした公的、私的計画に財政的援助を与え、b) 母子のための保養センター、サナトリウムを設置し、また母親に対する保健および子供の養育についての相談を開設し、c) 結核、性病、ガンなどの疾病に対する闘いに貢献するほか、病院施設の発展と近代化に必要な基金を提供し、d) 産前手当の支払いを規制する法規などを通じて、その受給者に健康診断受診義務を課し、疾病予防活動を行う。

手当額の算定

家族手当の各手当額の算定は、社会保障の他の部門が支払賃金を基礎として算定するのと異り、基準賃金月額(salaire mensuel de base)を基礎として行われる。

1965年7月13日の命令によりこの基準賃金月額は、狭義の家族手当、産前手当、出産手当につき300フラン

(セーヌ地区)とされた(単一賃金手当、主婦手当については従来どおり194.50フランとされている)。狭義の家族手当などの算定基準賃金月額は、経済水準、生活水準の変化に合わせて毎年のように引上げられているが、ここ数年間では1962年8月1日に253フラン、同年11月1日に264.50フラン、63年8月1日に276.50フラン、64年8月1日に288フラン、65年8月1日に300フランと変化している(この間単一賃金手当などの基準賃金月額はすえ置かれたままである)。

この基準賃金月額には、地域による減率が適用されている。その趣旨は地域による生活水準の差異を考慮するところにあるが、近時多くの市町村の人口および経済の発展および都市化に伴い、この減率制の適用の廃止への運動が根強く行われている。参事院(Conseil d'Etat)は1950年2月11日の法律(職業間保障最低賃金の地区による減率制を定めたもの)に対する判断のなかで、家族手当制へのこの減率制の適用を是認しており、政府も現在のところ減率制の廃止は必要でないとの態度をとっている。しかしながら減率の幅は次第に縮小され、現在ではもっとも大きい減率が6%(つまり基準賃金月額は282フラン)となっている。

これらの減率を考慮に入れて狭義の家族手当および単一賃金手当の支給額を一覧表にしたものが表5である。この表は、単一賃金手当を受給する家族、つまり家族の収入が夫1人の賃金だけからなり、妻が家庭で子供の養育に当る一般賃金労働者の場合で、狭義の家族手当、単一賃金手当、および予定税額補償制増金(I. C.)を合算した額を表示したものである。

この表をわが国でいわれる標準4人世帯(35歳男、

30歳女, 9歳男, 4歳女)の賃金労働者に適用すると, セーヌ県の場合 153.61 フラン(約11,200円)となる。

ところでこの程度の家族手当がフランスの賃金労働者の総所得あるいは生活の中でどのような地位を占めるかについて簡単に検討を加えたい。

まず手はじめに労働者の賃金水準と対比してみると, 65年3月1日現在の職業間最低保障賃金(S.M.I.G.)の時間賃率は, 同じセーヌ県の場合 1.9680 フラン⁶⁾であり, また 64年3月の一般的賃金水準は, 時間当り, 2.967フランであった⁷⁾。

パリ大学の法経学部 G. ギレイ教授は, I.L.O. および E.E.C. あるいは O.E.C.D. のいくつかの調査資料⁸⁾を用いて, フランスを中心にして E.E.C. 6カ国の家族手当の比較を行っているが, そのなかで家族手当が生活水準の改善に役立っているかどうかを種々の面から分析している。

それによると, 労働者の年間所得を家族構成でみた場合, フランスの5人の子供をもった有婦の労働者の平均所得は単身者のそれより 80% 増となっており, ある部門(羊毛, 綿)では 100% 増となっている。これを他の諸国に比べると, ベルギーが 65~80% 増, イタリアが 40~60% 増, 西ドイツでは 44~50% となっており, フランスの家族政策が家族もち労働者をもっとも優遇していることになるとしている。

次に実質賃金の格差を家族構成でみると, この格差が 30% を超えるのは, フランスの場合子供2ないし3人からであり, 他の諸国の3~4人からに比べて多子家族に有利であることを示している。

しかしながらフランスにおけるこのような多子家族の優遇がただちに家族手当制度の存在に結びつけてよいかには疑問がある。というのは, 表6から明らかなように税制の面で多人数家族が厚い保護をうけているからであ

表 6 年間総賃金約 2,000 ドルに対する税率

国	単 身 者	子供のない有婦の夫	子供1人の有婦の夫
	%	%	%
西 ド イ ツ	12.2	8.2	6.1
ベ ル ギ ー	7.9	7.5	7.2
フ ラ ン ス	7.5	2.7	0.5
イ タ リ ア	5.7	5.6	5.4
ルクセンブルグ	9.8	5.6	3.9
オ ラ ン ダ	15.7	10.7	9.3

資料 Prestations familiales et salaires des familles, *Droit Social* Juillet-Août, 1963, p. 430.

表 7 E.E.C 6カ国の家族手当額

1958~9年	子供1人	" 2人	" 3人
西 ド イ ツ	—	6.25	46.25
ベ ル ギ ー	8.93	18.93	94.48
フランス(単一賃金手当含む)	14.60	27.02	107.80
" (単一賃金手当含まない)	—	12.43	89.57
イ タ リ ア	7.40	14.81	44.43
ルクセンブルグ	9.62	19.24	60.84
オ ラ ン ダ	5.39	11.28	42.09

注 単位は A.M.E. (1アメリカ・ドル)。

資料 *Droit Social*, Juillet-Août 1963, p. 430.

る。もっともこの表は, 第1子までしか掲げてないので, 狭義の家族手当の対象となる第2子以降の多子家族のことは直接には関係がないともいえる。それにしても, これらの税制をも含めて, フランスが多子家族の保護を厚くしていることは否定できない事実である(表7参照)。

最後に賃金労働者の家族の購売力にフランス家族手当がどれぐらい影響を与えているかについての前掲家族問題研究委員会の検討をとりあげると, 結果は悲観的である。すなわち, 1949年から1959年までの10年間に賃金または諸手当は100から171.7へ増加したが, 家族手当は100から163に止まっており, さらにその期間に17歳未満の数は23%増加しているので家族手当の実質増加は133.7にしかっていない。また子供1人当りで比較すると1949年から1960年までに賃金指数は100から281.5へ増加しているが, 家族手当の平均は同じ期間に100から195に止まっている。このことを裏打ちするかのよう, 同じ期間に単身者の購売力は100から158へ変化しているのにもかかわらず, 2人の子供の父親の購売力は100から142へ, 5人の子供の父親のそれは100から126へしか変化していない。

以上のことから理解されることは, フランスにおいてはとくに他の諸国に比べても, 家族手当制度の保護が厚いにもかかわらず, 必ずしも家族の負担 (charge de fa-

6) F. N. O. S. S., *Bulletin du service social des organismes de sécurité sociale*, No. 122, p. 24.

7) I. L. O., *Year Book of Labour Statistics*, 1964.

8) (1) B. I. T., *Le coût de la main-d'œuvre dans les industries européennes*, 1959. (2) C. E. C. A., Comparaison des revenus réels des travailleurs de la Communauté, *Etudes et Documents de C. E. C. A.*, 1956 および *Statistiques Sociales*, 1960, No. 2, 1962, No. 1. (3) les enquêtes de la C. E. E. sur les salaires de 14 franchises industrielles de la C. E. E., *Statistiques Sociales*, 1961, No. 3, 1962 No. 3. (4) C. E. E., Etude comparée des prestations de sécurité sociale dans les divers pays de la C. E. E., *Serie politique sociale*, 1962, No. 4, などである (*Droit Social*, Juillet-Août 1963, *Prestations familiales et salaires de familles dans l'Europe des six*.)。

mille) を十分に補償するまでにはいたっていないということである。

実 績

適用人員をみると、1962年のフランス総人口は4,642万人でそのうち経済活動人口は1,916万人、民間被用労働人口は1,856万人となっており（表8参照）、そのうち家族手当の一般制度の受給者は、狭義の家族手当が206万人、単一賃金手当が241万人、その他の手当を合わせた場合全体で275万となっており、民間被用労働者の約15%が家族手当の対象となっていることになる。表9は、これら家族手当受給者の家族構成（とくに子供の数）によって分けたものである。

つぎに制度の財政状況をみると、社会保障の一般制度のうち家族手当は、社会保険および労災補償の両部門に比して、収支状況が健全であり、この数年間剰余分がそれら2部門の不足分をカバーするために財政調整の対象となったことはすでに述べたとおりである（表10参照）。

ところで1963年の家族手当制度収支は、収入（拠出）

表8 フランスの人口構造

(単位 1,000人)

	1954年 国勢調査	1962年の国勢調査		
		男女計	男 子	女 子
民 間 被 用 人 口	18,573	18,558	12,112	6,446
職 業 軍 人	375	398	355	43
雇 用 人 口	18,948	18,956	12,467	6,489
失 業 者	327	208	115	93
経 済 活 動 人 口	19,275	19,164	12,582	6,582
徴 用 軍 人	318	550	550	
経済活動可能人口	19,593	19,174	13,132	6,582
フ ラ ン ス 総 人 口	42,885	46,422	22,552	23,870
総人口に占める雇用人口	44.1%	40.8%	55.2%	28%

資料 J.-J. Dupeyroux, *Sécurité Sociale*, Dalloz, 1965. p. 141.

が10,110億フランで、支出は給付費（住宅手当を除く）が7,778億フラン、住宅手当費690億フラン、保健・福祉費348億フランなど、合計9,122億フランとなっており、さらに財政調整用のため214億が支出され、結局774億の収入増となっている。なお1949年から1963

表9 一般制度の家族手当受給者

	狭義の家族手当のみの受給者		単一賃金手当を含めた受給者		家族手当の受給者	
	1962年12月31日	%	62年 12月 31 日	%	62年 12月 31 日	%
夫婦のみ	人		19,578	0.8	19,578	0.7
子供1人	23,113	1.2	668,234	27.7	692,347	25.1
“ 2人	986,744	47.8	795,913	33	986,744	35.9
“ 3人	544,359	26.4			544,359	19.8
“ 4人	263,752	12.8			263,752	9.6
“ 5人	126,179	6.1	929,680	38.5	126,173	4.6
“ 6人	61,887	3.1			61,887	2.3
“ 7人	29,891	1.4			29,891	1.1
“ 8人以上	25,029	1.2			25,029	0.9
計	2,061,954	100	2,413,405	100	2,749,766	100

資料 La sécurité sociale en france, *Notes et Etudes, Documentaires*, No. 3,091, p. 66.

表10 家族手当制度収支の推移（賃金労働者分）

(単位 100万フラン)

	1949	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963
収 入 (拠出金)	1,925.85	5,406.91	5,935.60	6,795.85	6,496.22	6,845.20	7,926.25	8,902.99	10,109.75
支 出									
法 定 給 付	1,728.43	4,228.42	4,480.14	4,953.59	5,208.61	5,695.41	6,110.73	6,900.61	7,777.92
住 宅 手 当	—	94.97	148.99	224.65	289.45	364.98	471.66	590.86	689.56
保 健 ・ 福 祉 費	65.31	205.20	221.10	248.90	225.51	245.29	269.22	306.45	347.68
事 務 費	50.12	114.87	130.48	155.45	160.81	188.57	202.66	240.17	275.09
諸 費	8.41	20.53	24.38	52.52	33.78	7.78	72.58	44.42	31.60
小 計	1,852.27	4,663.99	5,005.09	5,635.11	5,918.16	6,502.03	7,126.85	8,082.51	9,121.85
産業間財政調整	—	253.20	202.88	102.13	271.80	15.00	340.00	140.00	214.00
総 計	1,852.27	4,917.19	5,207.97	5,737.24	6,189.96	6,517.03	7,466.85	8,222.51	9,335.85
差 引 残 高	+ 73.58	+489.72	+727.63	+1,058.61	+306.26	+328.17	+459.40	+680.48	+773.90

資料 F.N.O.S.S., *Revue de la sécurité sociale*, No. 158.

年までの家族手当（一般制度）の収支状況は表 10 のとおりである。また 1963 年の給付費のこまかな内訳は表 11 のとおりである。

このような家族手当の支出の規模を他の経済指標で評価すると、まず総国民生産に対する家族手当の支出額は、公務員、公益事業勤務員の家族給を含めて 1950 年に 5.04%, 1955 年に 3.82%, 1960 年 5.06%, 1961 年に 5.11% となっている。またこれを国民所得に対比させてみると、それぞれ 5.08%, 5.97%, 5.31%, 5.11% となっている（表 12 参照）。なお年代的にやや古くな

るが 1949 年から 1958 年までの家族手当総額を各種の対比要因とともに一覧表にすると表 13 のようになる。

3. 制度の問題点

家族手当制度の目的

フランスにおける家族手当の目的ということになると、まず国の人口政策が問題にされなければならないであろう。しかしながら、すでに制度の沿革で述べたところからも理解されるように、1932 年の法律による家族手当制度の創設、および 1945 年の大統領令による社会保障制度への導入のさいにそのような政策がどれほど配慮されたかはきわめて疑問である。

すなわち、第 1 次大戦後の経済的混乱を背景とした一連の社会立法の動きのなかで、賃金ベース・アップの代替的役割をもたされて、激化する労働運動への対策として制度化された家族手当に国の人口政策を眺めとすることは不可能である。実現された制度の費用負担の点でも、負担するのは雇主だけで、国庫は事務費の負担も行わなかった。つまり単に賃金の扶養手当分の支払いを国家的制度を通して実現したものにしかなかったのである（このことは家族手当制度を定めた 1932 年の法律が労

表 11 1963年家族手当給付費の細目

(単位 1,000フラン)

給 付	賃金労働者分	P. N. A.	E. T. I.	計
産 前 手 当	244,005	12,077	21,338	277,420
出 産 手 当	168,925	11,029	13,918	193,872
家 族 手 当 (狭義)	4,305,100	252,682	5,172,735	5,127,735
単一賃金(主婦)手当	2,061,035	98,730	103,106	2,262,871
出 産 休 暇 手 当	44,237	612	—	44,249
住 宅 手 当	635,305	17,829	18,592	671,726

注 P. N. A. は Population non active (非経済活動人口), E. T. I. は Employeur et travailleur indépendant (雇主および独立労働者)。

資料 J.-J. Dupeyroux *op. cit.* p. 396.

表 12 総国民生産（国民所得）に対する社会保障費の割合（%）

	社 会 保 険			労災補償	家族手当	社会保障一般制度
	現物給付	金銭給付	計			
1950	1.65 (1.73)	5.37 (5.41)	7.38 (7.43)	0.78 (0.78)	5.04 (5.08)	13.20 (13.29)
1955	2.23 (2.28)	5.84 (5.98)	8.50 (8.71)	0.92 (0.94)	3.82 (5.97)	15.24 (15.62)
1960	2.54 (2.67)	6.17 (6.48)	9.22 (9.67)	1.03 (1.08)	5.06 (5.31)	15.31 (16.06)
1961	3.04 (3.19)	6.37 (6.67)	10.00 (10.47)	1.09 (1.14)	5.11 (5.35)	16.19 (16.96)
1962	—	—	—	—	—	16.87

注 家族手当は公務員、公益事業勤務員の家族給を含む。()内は対国民所得比。

資料 J.-J. Dupeyroux *op. cit.* p. 686, および La sécurité sociale en France, *Notes et Etudes Documentaires*, No. 3,091, p. 73.

表 13 家族手当支出額の規模の推移

(単位 10億フラン)

	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
総 国 民 生 産	8,600	9,850	12,110	14,340	14,930	15,790	17,020	18,590	20,740	23,570
国 民 所 得	6,630	7,520	9,070	10,700	11,190	11,850	12,970	14,230	15,840	17,910
家 計 収 入	6,922	7,812	9,546	11,137	11,302	12,449	13,597	14,874	16,496	18,488
家 計 支 出	5,528	6,272	7,860	9,121	9,393	10,285	11,054	12,177	13,431	15,128
賃 金	2,820	3,112	3,948	4,704	4,896	5,243	5,856	6,528	7,343	8,358
社会的拠出	539	611	787	981	1,054	1,155	1,251	1,429	1,570	1,772
社会的給付	823	1,005	1,279	1,512	1,641	1,812	1,989	2,230	2,538	2,756
家族手当(全制度)	310	359	461	553	591	620	695	753	805	890
“ (一般制度)	182	201	263	330	358	341	397	431	468	522

資料 J. Hochard, *Aspects économiques des prestations familiales*, U. N. C. A. F., 1961, p. 22.

働法典第1巻、第3編賃金に「家族手当」という項目で挿入されたことから明らかであろう。

また1945年の大統領令による社会保障制度の実現のさいにも、すでに述べたように家族手当部門は家族の負担を補償するもの（子供が存在することによって増加する家計の支出増を補足する所得保障策）として、他の社会保険、労災補償部門とともに社会保障を構成するものとされたのであり、そこには直接、人口政策とみなされる要因はほとんどみられない。

ところでこの点については、フランス社会保障の組織化に中心的役割を果たしたラロック教授の興味ある説明をとりあげる必要がある¹⁾。

それによると、社会保障の組織化に当たったフランス政府には英国の経験が失業問題を主たる関心事としたのに対して、急激に低下した出生率とその結果として生ずる国家の将来と人口に対する重大な脅威が支配的な関心事であった。そこでフランス社会保障制度のなかでは家族手当にもっと大きい重要性が与えられ、その部門に大きな割合の費用が当てられ、多子家族を奨励することが図られたのであるが、それと同時にさらに注目すべきことは高齢問題にも大きな関心が寄せられたことである。それはフランス人口構成のなかに高齢人口が大きな部分を占めるにいたり、インフレによって貯蓄が無意味なものとなり、その多くが貧窮にさらされたそれら老人の生活保障の問題が政府のもう一つの大きな関心事となったからである。同教授によるとさらにそれだけに止まらず、人口問題は保健組織、疾病予防および産業安全を主要な努力目標としなければならないものとされる。なぜならば、出生率引上げに関する努力によって実現される子供という非生産人口の増加と、増加しつつある高齢人口の維持に対処するためにはそれに耐えうるだけの国の生産量を必要とするが、そのためにはできるだけ疾病、廃疾、災害を少くし、生産人口の維持、発展と生産量の引上げをはからなければならないとされたのである。つまり人口問題は家族手当のみならず、フランス社会保障の場合、高齢者の救済、および疾病ならびに労働災害との闘いに、すなわち社会保障全体に関係をもつものとなっているのである。そこでは人口増加あるいは出生率の引上げという人口問題政策ではなく、もっと幅広いものが考えられているというのである。

そこで次に、家族手当と出生率引上げ策あるいは人口増加策としての人口政策との関係についてのラロック教

授の考えであるが、同教授はこの両者の関係について否定はしていない²⁾。しかしその論ずるところはどちらかということ、出生率を引上げるという積極的な意味にではなく、子供を養育する家族に対してその子供の負担を社会的に補償することによって多子家族の保護を図るという意味にウェイトがおかれ、そのような形で多子家族の出現あるいは出生率の上昇を期待しているものと考えられる。

このように多少曖昧とも考えられる所論は、おそらくつぎの2点から説明すれば十分納得できるであろう。その第1点は社会保障、あるいは家族手当の本質に関する同教授の見解である。すなわち、家族手当の本質については、「家族の負担」によって家族間に不平等（*inégalité*）が存在することは、過去において長い間自然的事実として、したがってまた個人的責任にまかされたが、今日では社会正義（*justice sociale*）の概念に反する一つの不正（*unjustice*）であると観念されるまでに進化し、社会的責任あるいは集団的責任のもとに結びつけられなければならない³⁾、とされており、これが、「すべての者が（その家族員を含めて）、あらゆる境遇のもとで、満足すべき十分な条件でその生存を確保することができるよう、各人に与えられた保障⁴⁾」であるとする社会保障についてのラロック教授の考え方に結びついていくのである。つまり国の政策というのではなく、同教授の「人の社会権（*Les droits sociaux de l'Homme*⁵⁾）」というようなものが基本的な支柱となっているのである。

第2点は家族手当制度自体の側の問題である。すなわち制度の沿革をみても、とくに1935～6年頃から急激に人口が減少したこともあって（表4参照）、1939年には家族法典が制定せられ、多子家族の実現が促進されるような物質的福祉をはかり社会立法への基礎を提供するものとしたが、これは既存の家族手当制度には少なからず人口政策的要素を加味することになった⁶⁾。またそもそも

2) *ibid.*, p. 572.

3) Pierre Laroque, Niveaux de vie des famille, sécurité sociale, compensations des charges familiales, *Congrès mondial de la famille*, Paris, 1958, pp. 51～2.

4) Pierre Laroque, De l'assurance sociale à la sécurité sociale, *Revue internationale du travail*, LVII, No. 6, pp. 624～5.

5) 菊池勇夫稿「P. ラロック教授と社会法」『月刊労働問題』1959年3月号。

6) しかし単純に人口政策とするのにも問題がある。すなわち当時の状況をみると、国際的には隣国ドイツにおいてナチスが政権の座につき、その侵略政策がヨーロッパ第2次大戦へと発展していく段階にあり、国内的にも労働運動の高まりが頂点に達する段階にあり、このような諸状況のなかにおかれた家族手当立法は、単に人口増加策としてだけでなく、対独戦準備体制下の国力増強策とともに、物価上昇

1) Pierre Laroque, "From social insurance to social security", *I. L. O. Review*, June 1948, pp. 571～2.

制度の発足当初から、子供の数が増加するのに従って手当の額を上げるといった方法をとったことにも人口増加策はあったといえよう。さらにまた、今日の制度を多少こまかくみていくと、出産手当において、手当の受給要件として結婚後出産までの期間、あるいは1回目の出産と2回目の出産との間の期間に一定の制限を設けていること⁷⁾、さらには社会保障法典第520条のような規定⁸⁾が存在することは、たしかに出生率の上げを目的としたものであると考えられるのである。つまり家族手当制度を全体としてみる場合と、個々のこまかな規定をみて議論する場合には多少のずれが出てくるのである。

この点について一つの考えかたを提起しているのは、ピエール・ラロック、ローラン・ルベル、ドミニーク・セカルディーなどとともに今日のフランスの家族手当問題の第1線に立つジャック・オシャール博士である。

同博士は、家族手当には基本的、または第1次的目的(*la finalité fondamentale ou primaire*)といくつかの第2次的目的(*les finalités secondaires*)があるとし、本質的には、家族手当は「家族の長が負担する補足的負担を緩和し」、「家族の負担を所得再分配の方法で補償する」ためにつくられたものであり、歴史的にみてもまた今日の段階においてもこの基本的目的にかわりはないとする⁹⁾。しかし「経験の示すところによると、家族手当制度には、その創設以来、別の目的が付随してきていることがわかる。われわれが家族手当の第2次的目的というのはそのようなものである」としその目的にはまず家族手当制度全体から抽出されるものとして人口および出生率政策、労働奨励、国富政策、子供の教育、技能教育奨励、賃金上昇の抑制策などがあるとし、さらに単一賃金手当、産前手当、出産手当、出産休暇、住宅手当などの個々の手当にはそれぞれ別の第2次的目的¹⁰⁾が認められるとし

ているのである。

社会保障の他の部門との関係

社会保障法典は、前述のごとく、フランス社会保障の一般制度が社会保険、労災補償および家族手当の3部門からなるものとし、家族手当は社会保障の一部門を構成するものとしている。しかしながら家族手当についてのこのような法制上の位置づけは、すべての面に貫徹され、承認されているわけではない。とくに前述のごとく、ここ数年間にわたり家族手当部門の財源の剰余金が他の部門へ移転せられていることに対して反対が強く、家族手当部門の他の部門からの独立が要求されている。また1945年の社会保障の組織に関する大統領令が、家族手当金庫制を一時的なものとし、社会保障金庫制による制度の統一的運営を予想したにもかかわらず、その後の家族手当金庫制が存続せしめられることになったのも、このような家族手当部門のはじめからの独立の要求によるものである。

ところで、制度のうえで家族手当部門が他の部門と異なる点としては、まずa)適用対象の点で他の部門が被用労働者に限定されるのに対して、家族手当部門は全人口を対象とすること、b)給付の対象となるリスクの点で、他の部門の給付は一般に射幸的な、不幸な社会的リスクの犠牲を補償するのに対して、家族給付は子供の存在という仕合せな事実から生ずる恒常的負担をカバーすること、c)給付の算定方法の点で、他の部門の給付は実際に受領する賃金が基準とされるのに対して、家族給付は特定の基準賃金を設定して、いわば均一給付の形をとること、d)前述のとおり、運営制度の点で、他の部門が社会保障金庫を通じて行われるのに対して、家族給付部門は家族手当金庫を通じて行われること、などがある。かくして家族手当独立論は、家族手当制度は、全国民を対象とする全体的政策の目的を形成し、同時に人口強制と家族に対する社会的正義の配慮とによって鼓吹されたものであるとし、その独立を主張し、さらに他の部門が一つまた二つの給付を管理するにすぎないのに対して、家族手当部門は、固有の家族手当のほか前述のとおり単一賃金手当、主婦手当、産前手当、出産手当、住宅手当、心身障害児特別教育手当のほか、家族手当金庫の多様な補足給付を行い、これらはむしろ人口政策、保健政策、住宅政策などを兼ね備えた独自の一つの小さな社会保障制度の一方式をなすものであるという論も出てくるのである¹¹⁾。

11) Roger Granger, la place des prestations familiales dans le système français de sécurité sociale, *Droit Social*, 1960, p. 678.

(前ページより)

による生活難の緩和策が賃金労働者階層の域を超えて全人口化されていった面があったことも、ある程度は認めなければならぬであろう。

7) 「社会保障法典」第519条。

8) 同第520条「第1子が生存し得ない状態で生れた場合、その出産手当は、第2子が第1子の出生後2年以内に生れたものであるかぎり、第2子に対して、その手当に付加して支給する」。

9) Jacques Hochard, *Aspects économiques des prestations familiales. Etude C. A. F., U. N. C. A. F., paris, 1961.* p. 100.

10) 2次的目的については、Jacques Hochard, *ibid.* pp. 101~111 参照。なお家族手当の目的に関する同教授の見解は、このほか (1) *L'institution française des prestations familiales. Etudes C. A. F., U. N. C. A. F., paris, 1963.* (2) 同じく *Les finalités primaires et secondaires des prestations familiales, Droit social*, 1957, pp. 306~372. などがある。

しかしながら反面、財政方式の点において家族手当部門は他の部門とまったく同一の面でとり扱われる。すなわち、第1に家族手当の拠出の基礎は他の部門のそれと同一であり、しかもその徴収も同一の方法で行われる¹²⁾。第2に、前述のとおり、全国的段階では全国社会保障金庫を通じて家族手当部門と他の部門との間の財政調整が行われ、たとえ各部門が別々の基金をもっているとしても、結局財源の点ではフランス社会保障は単一となっているのである。

ところでフランス社会保障が、その創設者たるラロック教授も述べているように、すべての者が（その家族員を含めて）あらゆる境遇のもとで、満足すべき十分な条件でその生存を確保することができるように、各人に与えられた保障であるとすれば、はたして家族手当を他の部門から本質的に独立したものとして取扱い、あるいは理解するのが妥当であるかはなほ疑問であるが、いずれにしてもこの問題は今日のフランス社会保障における一つの論争点となっている（家族手当金庫の分離論争についてはⅢの1.の注6）参照）。

手当の性質——とくにその法的性質について

フランスにおける家族手当の法的性質は、過去30数年の間に四つの段階を経て今日にいたっていると考えられる¹³⁾。

第1の段階は時期的には1932年前で、家族手当がもっぱら企業家の発意により、その一方的な恩恵として支給されていた段階である。したがってそれら企業家は家族手当を「好意ある賞与 (gratification benévole)」と呼び、必要と認める場合には手当の支給を停止できるものと考えた。実際に労働者の1日のストライキに対して1ヵ月分の手当支給を停止するという事例もでてきた¹⁴⁾。このような情勢に対しては、当時異なる二つの逆流がみられた。その一つはミュラン (Millerand) とかプルタン (Pelletan) などの社会主義の闘士に支援されたカソリック社会主義者たちの動きで、彼らは企業家に対して労働者の人格を尊重し、労働者およびその家族の要求を考慮する必要がある旨を主張した¹⁵⁾。かくして家族手当に対して超賃金 (sursalaire) とか付加賃金 (salaire sup-

plementaire) などという言葉が使用され、家族手当を賃金に結びつけようとする努力が行われた¹⁶⁾。もう一つの動きは労働組合主義者の主張である。彼らは、手当を受給する者と受給しない者との間の利害が対立し、組合の団結力を弱め、ひいては交渉力を弱体化するものであるとしてむしろ家族手当支払いの慣行に反対する意見を表明した¹⁷⁾。

第2の段階は1932年の法律の制定から1939年の家族法典の制定前までである。

1932年3月11日法は、「工業的、商業的、農業的職業または自由業において、年齢および性のいかなを問わず、労働者または職員を常時雇用するすべての企業主は、……家族手当の費用を再分配するための、企業主間に設置される平衡金庫……に加入すること」を要するとして、それまでの任意的な慣行が法律上の強制的制度として一般化された。かくして家族手当の法律的性質には明らかに変化が生じた。すなわち家族手当の支払いに関する雇主の責任が、任意的なものから法律上の義務となったのである。しかしながら他方雇主のこの法律上の義務が賃金とどのように結びつくかについては議論があった。とくに家族手当が労働契約を介して、契約上の法律関係に基づくものとして認められるかについては、1932年法が単に企業主に対して平衡金庫への加入と費用の拠出義務を課したものにすぎなかったため、議論の余地が残った。すなわち当時の家族手当は、a) 雇主から直接に労働者に支払われるものではないこと、b) すべての労働者に支給され

15) Dominique Ceccaldi, *Histoire des prestations familiales en France*, p. 12.

16) 経営者団体としての、家族手当補償金庫の第1回全国大会(1921年パリ)の決議で、この超賃金という言葉を使用しないよう要望された。その理由とするとところは、(1) この言葉は賃金との「結びつき」を意味しているが、実際に結びつきはないし、また結びつけることは望ましくないこと、(2) 家族手当の支払いは、通常労働契約に定められることがまれであること、(3) 手当は現実には労働者に支払われるのではなく、主婦に支払われていたこと、(4) 手当は個人の使用者からではなく、補償金庫から支払われること、などであった(高橋武稿「家族手当制度の問題点」『世界の労働』1961年10月号、10頁)。

17) Walter A. Friedlander, *Individualism and Social Welfare*, p. 160 および J. Henry Richardson, *Economic and Financial Aspects of Social Security*, p. 145 (江間時彦訳『社会保障の財政と経済』173頁)。フランス人でないこれらの著者が、そろってとくにこの点を強調するということがなを意味するのか、きわめて興味深い。

実際には、このような労働組合主義者の態度は、ほとんど時間を置かず、変更を余儀なくされた。それは家族手当支払いの慣行に対する幅広い労働者層の支持が明らかになり、労働組合総同盟 (Confédération des unions de travail) としては、その従来からの政策を変更し、この慣行に同意せざるを得なくなったのである (W. A. Friedlander, *op. cit.*, p. 160)。

12) 「社会保障法典」第43条、より有効的にかつ安い費用で拠出金の取立てを行うために設けられた徴収組合 (unions de recouvrement) で行われる。

13) 拙稿「フランスにおける家族手当立法」『九大法学』6号、および「家族手当法制と賃金」『健康保険』第18巻2号、参照。

14) 長沼弘毅著「各国家族手当制度論」『生活賃金全書』第5巻、12頁以下。

るのではなく、子供もちの労働者だけに支給されるものであること、しかも c) その労働者に対してでなく、その子供のために支給されるものであること、などを理由として賃金ではないという意見が一方、つまり雇主側にあった。しかしこれに対しては、a) 手当の支払いに關してはもっぱら雇主だけが費用の負担を負ったこと、b) 平衡金庫は單に仲介機能的役割しかもたなかったこと、c) 家族手当の受給者が労働契約によって雇用された賃金労働者だけに限られたこと、d) 一時的に就労を中止した場合（例えば疾病、失業により）、その期間手当への受給権を喪失するものとされたこと、などを理由に家族手当は労働契約に基く賃金請求権の一部に含まれるとする意見もあった。しかし家族手当に關する 1932 年の法律が労働法典第 1 卷、第 2 編賃金の項に挿入されたこと、およびそれを根拠として、最上級審たる破毀院 (Cour de Cassation) が、ある判例で「家族手当は賃金の補充物であり、賃金の性質をもつものである」という判決¹⁸⁾を下したことによって、この論争は終止符をうたれ、家族手当は賃金であるという考えかたが確立されたのである。

第 3 の段階は、1939 年の家族法典の制定から 1945 年の社会保障の組織化に關する大統領令が出る前までである。

1939 年の家族法典は既存の家族手当制度についての規定をもったが、とくにそのいくつかの規定は家族手当の法的性質に大きな影響を与えるものであった。すなわち同法典第 34 条第 1 項は雇主に対して自分自身のために補償金庫へ拠出金の払込みを行うことを義務づけ、同条第 4 項は独立労働者に対して同じような義務づけを行って、家族手当の対象を賃金労働者のみならず、雇主および独立労働者へ拡大することとなった。その結果家族手当の性質を賃金とする従来の考えかたに無理が生ずることとなったのであるが、この傾向はさらに、1940 年から 42 年にかけて家族手当制度に加えられた諸改正（例えば 1941 年の法律で疾病期間および出産後の法定休暇期間中も家族手当が引きつづき支給されることとなったこと、1942 年の法律で年金受給者および寡婦に対しても家族手当が支給されることとなったことなど）によりいっそうおし進められることとなった。かくして家族手当は部分的に、あるいはまったく賃金労働とは無関係に支給される場合が生ずることとなり、その賃金的性質は絶対的なものではなくなった¹⁹⁾。

このような情勢にあつて、家族手当の性質を問題とした諸判決例のなかには、先の破毀院の態度に必ずしも一致しないものが現れ、むしろ統一的理解が見出されなくなってきた。

1939 年 1 月の破毀院の判決 (Gaz. Pal. 1939. 1. 578) までは賃金説がとられているが 1942 年 12 月 24 日のある控訴院 (Cour d'appel) 判決は、「労働者以外の、他の範疇の受給者にまでも拡張された家族手当は、家族の負担に対する国民的拠出 (une contribution nationale) として考えられなければならない」として賃金の性質を明らかに否定した²⁰⁾。しかしながら「国民的拠出」というような考えかたは、当時の家族手当制度が、例えその適用対象を全国民的規模に広げるにいたったとしても、企業家から構成された補償金庫を通じ、彼らの拠出のみによって労働者、独立労働者あるいは彼ら自身に対する手当制度として運営されていたことを考えると多少適切さに欠けるところがある。

なおこのような傾向に対して、他方において、いぜんとして家族手当の賃金としての性質を否定することなく、むしろ賃金概念を拡大することによって、家族手当と労働あるいは職業活動との結びつきを維持させようとする試みがあったことも注目に値する。それは賃金という名称に代る「労働の報酬」論であり、あるいは社会化賃金論である²¹⁾。P. デュラン教授はちょうどその頃「労働の報酬と法の社会化 (Rémunération du travail et socialisation du droit)」という論文²²⁾のなかで、「企業に課せられた報酬の支払いという個人的義務に対して、われわれの近代法のなかにおいては社会集団を支える団体的義務が入れかえられつつある、つまり個人と個人の法律関係が個人と集団との間に組織される法律関係の前に屈服するところの平等社会 (une société égalitaire) の実現が

19) もっとも、「独立労働者に対する家族手当は、賃金労働者に対するそれとは異なる性質のものである」(Louis Sarrau, les allocations familiales et les travailleurs indépendants, *Droit Social*, 1941, p. 100) とか、「労働者の寡婦に対する家族手当は、その夫の生前の労働の結実としての賃金の一部であり、彼の死後その身内の者の生計に援助を与えるのは、彼の労苦の導き結実である」(George Desmottes, L'évolution de la législation des allocations familiales, *Droit Social*, 1934, pp. 18~9.) など、新しい流れに対するいくつかの抵抗もあった。

20) Arrêt de la Cour d'appel d'Aix (1^{er} ch) du 24 Decembre 1942, Bremon C/Dame Leroy. Note de M. Pierre Voirin, L'imputation des allocations familiales sur la pension alimentaire en cas de divorce ou de separation de corps. *Droit Social*, 1944, p. 30.

21) André Rouast et Paul Durand, *Precise de législation industrielle, droit du travail*. pp. 364~6.

22) *Droit Social*, 1942, pp. 83 ff.

18) Cass. 27 Juill. 1932, Rec. Gaz. Pal., 1932. 2. 679.

目指されている」とし、労働の報酬は、その伝統的な概念すなわち企業によって労務の対価として支払われるところの賃金の概念から離れて、その他に家族手当をはじめ、労働災害の補償あるいは各種社会保険給付などを含んだ幅広い概念となり、しかもこれらの報酬の支払いが個々の企業によるのではなく、集団化された方法で実施されつつあることを論じ、これらを「第2の賃金」とも呼んでいる。

いずれにしても、この時期は家族手当と賃金の結びつきが切斷されたにもかかわらず、そのような家族手当の性質がなんであるかについては明確な回答が得られないままに経過したのである。

最後の第4の段階は、1945年の社会保障の組織に関する大統領令以後の時期である。

既述のとおり1945年10月4日の大統領令によって既存の家族手当制度は、社会保険制度および労災補償制度とともに、フランス社会保険を構成する主要な1部門とされた。ところで、このような形で実現された家族手当と賃金との関係をどうするかは、すでに明らかにしたように(Ⅲの1.の注6)), フランス社会保障計画の立案に当たって基本的な問題となった二つの事項の一つであった。結果的にみて、家族手当は、1939年の家族法典がすでに定めていた方向を踏襲して、賃金から切り離され、「原理的に賃金と家族手当との間の関係はすべて絶ち切られた」²³⁾。

他方、裁判所の態度をみると、1946年1月14日の破毀院民事部判決²⁴⁾は、ある離婚事件の扶養料の算定のなかで、家族手当が賃金でない旨を判示し、つづいて1948年2月11日の破毀院連合部の判決は、家族手当について、それは「履行された労働の報酬として労働者自身に支給されるものではなくして、賃金を受領するとしないうにかかわらず、子供の監護、養育を確保し、それについて真の受益者となるすべての者を保護するために²⁵⁾」支給されるものであるとした。P.デュラン教授はこの判例評釈のなかで、「この連合部判決は、まったく新しい考えによって、異論のない判例の転向を正当化したことに注目しなければならない」と述べるとともに、他の著書

のなかでも、この判決を引用して、賃金の社会化部分(あるいは第2の賃金部分)と考えられてきた家族手当はもはや賃金(sursalaire)としての性質を失ったものとしている²⁶⁾。

かくして家族手当は一般的に賃金としての性質を否定されることとなったのであるが、ここで注意を要することは、それが法律的な意味においてそうであるということである。つまり、制度が賃金労働者のみならず雇主や独立労働者を包括する一般的なものとなったり、あるいは労働力の提供がない場合にも手当が支給されるような段階にあっては、家族手当が労働力の売買関係、すなわち労働契約を根拠とするものとするのができなくなったということにすぎないのである²⁷⁾。したがって、これを経済学的にみた場合はまた問題は別であり、むしろこれを賃金とみるのが一般である²⁸⁾。なぜならば、今日のフランス家族手当制度は全般的に雇主の費用負担のもとに行われ、かつ賃金労働を中心とする何らかの職業活動を基準としてその適用が左右される。したがって雇主にとっては、この制度に関する拠出負担はすべて労務費あるいは賃金負担であり、また賃金労働者にとっては、家族手当は賃労働に由来する賃金収入の一部にほかならないからである。

23) Pierre Laroque, *Le Régime général des prestations familiales*, C. A. F., Janvier 1957, p. 5.

24) Civ. 14 Janvier 1946, J. C. P. 1946. 2. 2953.

25) Arrêt de la Cour de Cassation (Chambres réunies) du 11 février 1948. Note de M. Paul Durand. *Droit Social*, 1948, pp. 184 ff.

26) André Rouast et Paul Durand, *op. cit.*, pp. 356~6.

27) ところで現在の制度のもとでは、既述のとおり、唯一の財源となる雇主の拠出額がその個々の雇用労働者の賃金額を基礎として算出されることになっているが、この点は、家族手当と賃金との法律的結びつきがまったく消失したという原理のもとでどう考えなければならないかの問題がある。しかしこれについては、拙稿「家族手当制度における責任の問題」『社会保障年鑑』1966年版56~68頁でとりあげているので、ここでは簡単に言及すると、要するに賃金は、社会保障法が雇主に要求する費用負担の責任の大きさを示す基準として存在しているものと考えるべきであろう。

28) Jean Rivero et Jean Savatier, *Droit du travail*. Thémis, Paris, 1964. p. 414.